平成２２年（フ）第８５２６号
大阪市中央区島町２丁目２番３―406号
債務者　下前　義明
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５３号
大阪市平野区瓜破東２丁目11番12号　アーバンライフⅡ番館202号
債務者　中里　英次
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２９号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目８番９―409号
債務者　吉田　昌弘
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７６号
大阪市東淀川区小松１丁目11番33号　アムール上新庄103号
債務者　松山　るい
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７７号
大阪市西淀川区福町２丁目２番34号　ユニテクール福町608号
債務者　長尾　六郎
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８１号
大阪市西成区花園北１丁目２番22―810号
債務者　仲井　　清
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目17番８号キューブＡＭＸ314号
債務者　峯苫　智之
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９８３号
兵庫県尼崎市高田町４番４―205号
債務者　桑原　信夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０００号
兵庫県西宮市名塩山荘15番６号
債務者　日下　令子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００２号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス208号
債務者　上村　　有
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００５号
兵庫県西宮市樋之池町３番24―407号、前住所兵庫県西宮市南越木岩町６番20―203号
債務者　アラノフスカヤ　ナタリア（外国人登録原票上の氏名ＡＲＡＮＯＶＳＫＡＹＡ　ＮＡＴＡＬＩＡ）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００７号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目６番地の11福永マンション202号
債務者　深見　　遥（旧姓深見純）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１８号
福井市月見５丁目11番27号
債務者　坪川美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
福井県越前市瓜生町第14号19番地の１　レオパレスわかば103、旧住所福井県越前市家久町第115号７番地の14
債務者　市川　未来
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
福井市大宮３丁目15番17号　スカイコート大宮305
債務者　米田　一代
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
長野県須坂市大字日滝808番地の１
債務者　越　　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
長野市中越２丁目８番26号
債務者　原山　寛幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野635番地１
債務者　児玉　恵一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係